

令和元年度第3回広島県子ども・子育て審議会計画部会議事録概要

- 1 日 時 令和2年1月10日(金)10時00分から12時00分まで
- 2 場 所 広島市中区大手町一丁目5番3号
サテライトキャンパスひろしま 504 中講義室
- 3 出席委員 坂田委員, 三須委員, 住田委員, 村若委員, 藤原専門委員, 小川委員, 澤田委員,
七木田部会長, 森委員, 平谷委員
- 4 議 題 「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)素案について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局子供未来戦略担当
TEL (082) 513-3192 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容及び質疑応答
 - (1) 開会(事務局)
 - (2) 子供未来応援部長あいさつ
 - (3) 定足数確認
議事委員総数11名のうち10名が出席しており, 広島県子ども・子育て審議会条例第7条第7項により準用する同条例第6条第2項により, 定足数を満たしていることを確認した。
 - (4) 議事
「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)素案について, 事務局から説明した。

【質疑応答】

「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)素案について

(七木田部会長)

3つの施策領域のうち3つ目「特に配慮が必要な子供たちが自らの可能性を最大限高めることができる環境」とあるが, この「特に」とはどのような意味か。

(子供未来戦略担当課長)

領域Ⅰ, Ⅱにおいて記載している内容には, 被虐待児や障害児などを含めた全ての子供と子育て家庭を対象に記載しているが, こうした支援の必要性の高い子供たちについては, 「特に」支援が必要な子供たちとして, 領域を設定している。例えば障害児は領域Ⅲに記載しているから, 領域ⅠやⅡとは関係がないというわけではない。

(七木田部会長)

「特に」という表現が「配慮」にかかるのか, はたまた領域の特殊性を表しているのか, 分かりにくいのでは。

(子供未来戦略担当課長)

ご指摘を踏まえて検討する。

(七木田部会長)

いじめの解消率を83%から5年後に83.6%にするとあるが, 全てのいじめは解消されるべきであって, 解消率100%を目指すべきではないかと考えるが, この目標設定となった経緯を伺いたい。

(子供未来戦略担当課長)

プラン全体の目標設定にかかるご指摘か。

(七木田部会長)

いじめの解消率と中途退学率について伺いたい。

(豊かな心育成課教育指導監)

いじめの解消率 100%というのは、発覚したいじめを年度内に全て解消するということであるが、いじめの解消は年度をまたぐこともあり、統計の取り方もあるが、100%とはなかなかないところがある。また中途退学率についても、もちろん0%を目指しているところであるが、近年の数値の推移を見ながら、現実的な目標設定をしている。

(平谷委員)

里親委託の推進、児童養護施設の小規模化に向けては、児童養護施設が果たす役割が大きいと考えている。里親と児童養護施設のそれぞれの役割をどのように捉えているのか。

(こども家庭課長)

根本にあるのは、その子供一人一人に応じた環境を用意するということだと考えている。大きな方向性となれば、家庭的な環境の中で生活することが可能な子供については、里親・ファミリーホームへの委託につなげていきたいと考えている。一方、障害特性の強い子供や年齢も高くなり家庭への拒否感が強い子供もあり、そういった子供を里親にお願いするのは難しい。こういった専門性の高い子供について、児童養護施設につなげていくことになると考えている。

(平谷委員)

児童養護施設は今後より専門性の高い子供を受け入れていくことになるといったことであったが、現状でも、被虐待の子供などで大変だと聞いている。この中でさらに難しい子供を受け入れるためには、小規模化もわかるが、児童養護施設のあり方について併せて考えていかなければ、児童養護施設に入所する子供も、職員も辛い状況になるのではないかと危惧している。こういった視点も念頭に置いて施策を検討していただきたい。

このプランを作るにあたって、子供の声を聴いてほしいとお願いしていた。子供の声をどのように把握し、その声がプランにどのように反映されているのか。

(こども家庭課長)

昨年7月に、一時保護所を利用したことのある子供へのヒアリングを行った。「一時保護所を利用した際にどう思ったか」という項目であるが、「職員にもっと話を聞いてほしかった」、「職員が入れ替わるのが不安だった」といった意見、その他には「事務室が見えるのが安心だった」といった声もあった。また、昨年9～10月に児童養護施設に入所している子供や里親へ委託している子供に対してヒアリングを行った。その中では、「担当職員の名前が分からない」、「オレンジノートを入所時にもらったような気がする」といった意見があり、頻繁に子供たちと話をすることが大切だと感じた。平成29年度に実施した「子供の生活に関する実態調査」においても、十分なサンプル数が確保できていないところであるが、児童養護施設や里親から自立した子供たちへの調査も行っている。退所前後にしてほしかった支援として「精神的な支援」、「退所後に必要となる対人関係への支援」などがあった。こうした意見を踏まえ、なかなかプランに文言として落とし込めていないところがあるが、想いを込めて記載しているところである。

(平谷委員)

特に社会的養育においては、18歳を超えても支援が必要な子供がいる。プランの対象を概ね18歳以下とするのは児童福祉法の定義ということで理解したが、県内においても、18歳を超えたから支援しませんといったケースがある。18歳以上になっても受けられる支援があるということ、プランに丁寧に記載すべきと考えるが、いかがか。

(こども家庭課長)

社会的養育が必要な子供の自立支援においては、18歳以上も支援の対象となるということが制

度上ははっきりとしている。この計画には特別に記載はしていないが、各関係機関においては、制度を十分に理解の上、対応してほしいと考えている。

(平谷委員)

18歳以上も当然、ということであったが、プランの行間を読まなければ伝わらない。是非プランに文言で落とし込んでほしい。

虐待防止にあたっては、関係機関の連携が欠かせない。隣の部署と連携できていれば、子供の死が防げたかもしれないといった事例もある。このような視点はプランのどこに記載されているのか。

(こども家庭課長)

市町には要対協という仕組みがあり、この中で関係機関が連携するものと考えている。また、市町における在宅支援を強化していくため、全ての市町にこども家庭総合支援拠点を設置させるという取組の方向を掲げている。この支援拠点が各市町の要対協の「司令塔」として、より連携を強化していくものと考えており、県としても積極的に支援していきたい。

(子供未来戦略担当課長)

補足であるが、今後の大きな方向性について、市町では予防・早期発見・早期支援を担い、県では専門性・緊急性の高い案件を担う。これは虐待についてであるが、妊娠期からの切れ目ない見守り・支援の観点では、虐待に限らず子供たちのリスクを漏れなく把握し、支援につなげるといったことも考えており、ここでは市町の各部署や学校などの関係機関と連携して取り組んでいくことを記載している。

(平谷委員)

社会的養育が必要な子供の権利擁護として、アドボカシーについての記載があった。意見表明権の保障も重要であるが、それだけではなく、例えば職員への権利教育など、聞き取りだけではない権利擁護システム全体への言及があってもよいと思うが、いかがか。子供が自分で気付くというのは非常に難しい。周りの大人がどのように意見を引き出してアウトリーチしていくかを考えていかなければならない。

(こども家庭課長)

委員ご指摘のとおり、アドボカイトというのは子供の権利擁護の1つの手段であると考えており、もう少し幅広い視点で記載できないか、検討する。

(住田委員)

教育・保育の量の見込みと確保方策について、5年前にファミリー夢プランを作成した際にも見込みを出したが、見込みどおりとならず待機児童が発生してしまった。広島市を例に挙げると、向こう5年間でほぼ横ばいの見込みとなっている。昨年10月に幼児教育・保育が無償となった。預かり保育についても無償化の対象となったが、自分の幼稚園では、無償化の前は月平均40名だったのが、無償化後は多い月で90名ほどの利用があった。また、無償になるということで、働きたいと考える親がすごく増えてきており、その分職員の負担は大きくなっている。働く親が増えることで、1号認定はこれから減っていくのではないかと考えている。また、これまでは未満児の需要が大きく、小規模保育などの受け皿を整えてきたところであるが、3歳～5歳クラスの受け皿が十分に確保されておらず、向こう5年間で間違いなく問題が顕在化すると思っている。このように、昨年10月の教育・保育の無償化は、既に現場に大きな影響を与えているところであるが、県として何か対策を講じるつもりがあるのか。

(安心保育推進課長)

プランを作成するにあたり、各市町において教育・保育の量の見込みと確保方策を作成している。量の見込みの算出にあたっては、各市町の人口推計のほか、無償化の影響についてもニーズ調査を実施したほか、大規模マンションの開発などの社会環境の変化なども考慮している。現時点におい

て無償化の影響が顕著に出ているわけではないが、ご指摘のとおり、特に都市部において、行動変容が起きてくるものと考えていることから、プラン策定後の更なる変化を注意深く捉え、適切に計画を修正していきたいと考えている。併せて、待機児童が発生している市町においては、計画的に施設整備や保育士の確保を行い、待機児童の解消に向けて、市町と連携して受け皿を確保していきたい。

(住田委員)

正確なデータが取れない中でなかなか難しい課題であるが、預かり保育の現場は既にパニック寸前であるということを知っておいてほしい。

(森委員)

策定の趣旨に「子供たちを社会全体で育てていくことが重要」とあるが、本編を見ると行政がやることしか書いていないように感じる。

(子供未来戦略担当課長)

社会全体で取り組んでいくといった姿勢は変わらないが、プランの取組の方向に沿ってこれから取り組んでいく施策の登場人物が誰なのかといったことについては、リソースのこともあり、今の時点では明確に記載できていない。行政もリソースが限られていることから、今後施策を検討していく中で、地域やNPOの力も借りていかなければならないと考えているものの、今の時点で「この部分はNPOにやってもらう」ともなかなか書けないところがある。毎年度の施策の検討の中で、登場人物が明らかになってくるものと考えている。

(森委員)

例えばバスの中で子供が泣き出したとして、親が非常に気を使って途中で下車されるようなケースがある。こういうことが起きないように、社会全体で子供を育てるということをしっかりとキャンペーンしていく必要があるのではないかと感じている。

特別支援教育について、大切なのは子供たちが主体的に学校生活を送り、かつ18歳を超えた後も、社会の中で必要な支援を受けながら、例えばパラスポーツなど、心豊かに暮らしていけるように、18歳になるまでに育てあげることではないかと思うが、そういった視点がプランに記載されていない。

(特別支援教育課特別支援教育指導係長)

教育委員会ではプランと同じく令和2年度実施予定の「特別支援教育ビジョン」を作成しており、このビジョンにおいて成果指標を設定している項目から主なものを抜き出してプランに記載しているところである。委員ご指摘の生涯学習について、プランには十分に記載していないところであるが、ビジョンには盛り込んでいる。子供たちの学校生活を豊かにするだけでなく、その後の生活についても、スポーツや文化、地域において生きがいを持てるよう、指導・支援をしていく必要があると考えている。

(森委員)

特別支援教育ビジョンには生涯学習についてあまり記載されていないので、プランにはしっかりと記載していただきたいかった。また、プランには5年後の目指す姿がしっかりと書き込まれているが、ビジョンではどうか。

(特別支援教育課特別支援教育指導係長)

ビジョンは10年計画のため、10年後の目標を記載している。

(森委員)

障害児支援体制について、医療型短期入所定員数を増やすことを目指しているが、短期入所だけで親の負担が解消するとは考えておらず、例えば児童デイサービスや訪問看護といった様々な福祉サービスも併せて整備していく必要があると考えるが、いかがか。

(障害者支援課長)

委員ご指摘のとおり、医療型短期入所だけでなく、他の福祉サービスの充実も考慮しなければならない。プランでは、10年後には短期入所だけでなく、他の福祉サービスについても充実しているところを目指している。5年後については医療型短期入所のことを特に記載しているが、これは保護者へのアンケートでも要望が大きかったことから、ここにまずは着手したいということで、記載しているところである。これまでもベッド数を増やすために努力してきたが、人材不足等がネックとなりなかなか進んでいないことから、引き続き人材育成や関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいきたい。

(森委員)

医療的ケア児はこれからますます増えていく。親はずっと離れられず、負担が大きい。多様な福祉サービスを充実させることが必要である。

(小川委員)

個別の指導計画・教育支援計画については、平成30年度から全員作成することになっていると聞いた。特別支援教育ビジョンには記載されているのだと思うが、文部科学省と厚生労働省が共同で取り組んでいるトライアングルプロジェクトについて、プランでも触れるべきではないか。障害のある子供が地域で切れ目なく支援を受けられるために、各学校においてこれらの計画を作成し、医療・保健・労働などの関係機関との連携に活用することとされている。これらの計画を作成することは当然であって、活用することが重要だと考える。もちろんそういった視点を持っていると思うが、文章を読んでも伝わってこなかった。

(特別支援教育課特別支援教育指導係長)

個別の教育支援計画・指導計画の作成については、特別支援学級又は通級による指導を受けている子供たちには必須であるが、通常の学級にいる子供たちには努力義務とされており、必ずしも全員に作成しなければならないことにはなっていない。ただし、広島県では平成27年度から、学校が支援が必要と判断した生徒等には全員これらの計画を作成するように通知しているところである。委員ご指摘のとおり、本来は全員に作成すべきところできていない状況であるため、まずは全員に作成するという点を成果指標に掲げた。また、プランに記載しているとおり、これらの計画の活用状況も十分でないことを認識している。これらの計画は作って終わりだとは思っていない。障害のある子供たちが切れ目なく支援を受けられるよう、関係機関との連携に活用されるよう取り組んでいきたい。

(小川委員)

特別支援学校の就職希望者の就職率が指標に設定されているが、就職を希望しない子供もいるということを踏まえてほしい。自立訓練など、就職以外の進路を選択する子供もいる。子供たちの自己選択・自己決定を尊重した上で、就職率を指標として設定しているということによいか。

(特別支援教育課特別支援教育指導係長)

もちろん就職だけが進路ではなく、子供たち一人一人の進路を尊重するといった視点は持っているところではあるが、平成17年に実施した実態調査において、特別支援学校高等部における卒業者の就職率が全国最下位ということがあり、就職希望者の確実な就職というところに特に注力したいと考えている。

(小川委員)

大切なのは、就職にしても何にしても、子供が自分で自分がやりたいと思う方向を決められるような教育をすることではないかと思っている。子供たちが自己肯定感を高められるきっかけとなるのは、技能検定だけではなく、例えば美術展で自分の絵が評価されるなど、他にも色々あるのでないかと思っており、そういったことを是非念頭において取組を進めていっていただきたい。

小学校の学習指導要領において、障害者理解教育や心のバリアフリーのための交流学習など、特別支援教育に関する記述が充実している。心のバリアフリー教育は障害のあるなしにかかわらず大切なことであると考えており、子供たちが「多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力」を育むための重要な要素となると考えている。子供たちに障害者への理解が進み、将来大人になったときに、「この人は障害者だから」と障壁を作らないような社会になることを願っている。

(特別支援教育課特別支援教育指導係長)

特別支援教育ビジョンでは、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会の実現を理念として掲げているところである。委員ご指摘のとおり、心のバリアフリー教育などを通じて、子供たちに障害のある子供への理解を深めていくことは重要であると考えている。

(坂田委員)

ひとり親家庭の自立支援について、目指す姿に「親が離婚を検討していることを把握した段階、あるいは未婚で子供が認知される段階」で情報をつかむといったことが記載されているが、この「段階」とは具体的にどのようなタイミングか。

(こども家庭課長)

市町の子育て支援担当部署によれば、離婚を検討されている様子が伝わってくるといった声が多い。また離婚した後に、児童扶養手当の申請に来られて、心配事を相談されるといったケースもあると聞いている。こういったタイミングにおいて、全てではないがキャッチできているものと考えている。

(坂田委員)

未婚で子供を認知する段階はどうか。

(こども家庭課長)

妊娠届を出される際など、様々なタイミングがある。

(坂田委員)

子供は欲しいが結婚はしたくないということで、未婚のまま子供を育てるケースも年々増えてきていると感じている。そういった家庭にも支援が届くよう、取り組んでほしい。

(三須委員)

乳幼児教育支援センターの役割は非常に大きいと感じた。乳児がいかに無条件の愛情で育てられるかというのは重要であるが、果たして保育園やこども園の現場でそのような教育・保育がなされているのか、今一度立ち戻って考える必要がある。子供たちが大きくなったときに一歩踏み出せるかというのは、この時期にいかに愛情を受けて育ってきたかにかかっている。子供たちの自立をさせる保育現場は多い。ニーズに追われて多くの子供を少ない保育士で見ざるを得ない園も多くある。ただ、その中でも工夫すれば、子供たちの育ちは変わっていく。乳児期の教育とは、ありのままを受け入れていくということではないかと考えている。保育に携わる現場の者たちの認識を変えていかなければならない。乳幼児教育支援センターには、乳児期の教育にしっかりと取り組んでいただきたい。

(乳幼児教育支援センター長)

他県でも就学前の幼児の教育を支援する施設はあるが、乳児期を含んでいるのは、都道府県レベルでは当県のみである。幼児期の前の乳児期、またそれより前の妊娠期から、ネウボラなどの福祉部門と連携しながらしっかりとフォローしていきたいと考えている。保育者の意識を変えるとといったご意見があったが、センターではそれに加え、家庭教育として、保護者の意識を変えるとといったことにも、両輪で取り組んでいる。保育者の意識を変える取組として、幼児教育アドバイザーの園・所への派遣や研修の実施に取り組んでいる。すぐに何かが変わるといったことはないが、これから

もしっかりと取り組んでまいりたい。

(子育て・少子化対策課長)

特に妊娠期から、夫婦そろって親になるという気持ちを作っていく、子育てをしていく準備を整えていくことをネウボラでは特に力を入れていきたいと考えている。

(三須委員)

中学校・高等学校段階から子供とのかかわり方を学ぶ機会を充実させることは重要である。0歳児のスマートフォンの視聴は害があるということを、子供たちにはしっかりと理解していただきたいと思っている。それらを理解できる場を今後具体的に計画してほしい。また、これからこのプランに沿って施策を進めていくことになるが、例えば普及啓発を進めていくときに、単にイベントや、チラシの配布で終わらせるのではなく、もれなくターゲットの目に必ず留まるような形で行ってほしい。例えば、保育者の質の向上の一つとして、保育士資格の通過点である資格を取る際の大学や、検定資格の際の講義内容などで、スマートフォン育児の弊害と、乳児保育の重要性をさらに伝えてほしい。それが、どんな立場の人間にも、困難に遭遇したときの次の一步を踏み出す活力につながる。

(村若委員)

子育てスマイルマンションの整備を進めていくとある。スマイルマンションの認定基準を見ると、子供が転んでも安全な設計になっているかなど、かなり細かく設定してあるが、もっと大きな視点で、そのマンションが子供が育つ環境として適しているのかどうかを判断するような基準があってもよいのではないか。子育てスマイルマンションが増えることが最終目標ではなく、子育てしやすい住環境が整備されることを目指しているのであって、どのような住環境が子育てに適した環境なのか、追及していく必要があるのではないかと感じている。プランを見る限りでは、現行の子育てスマイルマンションがいかにも完成形であるような印象を持った。現行の子育てスマイルマンションはベターではあるがベストではない。5年後とは言わないが10年後には、今の認定基準からよりグレードアップした形になっていけばよいと思っている。

(住宅課主査)

認定基準には、スーパーや公園が近くにあるか、子育て家庭が交流できるスペースがマンション内にあるかなど、周辺の住環境が子育てしやすいかどうかといった項目も含んでいる。どのようなマンションが子育てに適しているのかといったことについては、周囲の社会環境の変化に合わせて変わってくるものと考えており、現状の形がベストだとは考えていない。必要に応じて認定基準を修正していく必要もあると考えている。

(村若委員)

例えばマンションの高層部では妊娠の異常が出やすいといったデータもある。本気で子育てしやすい住環境を検討していくとなれば、専門家を集めてしっかりと議論していく必要がある。

(藤原専門委員)

社会的養護が必要な子供のアドボケイトについて、「意見表明権の保障するために本県の仕組みを整える」とあるが、具体的にどのような仕組みを検討しているのか。児童相談所が年に1、2回児童養護施設に来て子供たちにヒアリングするイメージを持っているが、子供たちの視点に立ってみると、よく知らない人から色々と聞かれて負担に感じたり、抵抗を覚える子供も多いと思う。アドボケイトは非常に大切だが、やり方には工夫が必要だと思っている。

(こども家庭課長)

児童養護施設にいる子供を全く知らないままに意見の聞き取りをすることは様々なハレーションが想定される。令和4年4月から取組をしていかなければならない。あと2年ばかりあるが、まずは何らかの形で試行的に取り組んでいくことが必要ではないかと考えている。子供たちに理解し

てもらうのは当然のこと、児童養護施設の職員の皆さんにも理解していただく必要があるほか、導入によってどのような課題が生じるのかを把握することも大切である。試行にあたっては、誰が意見を聞きに行くのかということは大切な点であることから、何よりも子供たちに不利益が生じないように、児童養護施設協議会とも十分に協議、連携しながら進めていきたい。

(藤原専門委員)

里親委託の推進、児童養護施設の小規模化については、国が推進していることもあり、県としてもその方向で進めていかなければならないということについては承知しているが、現場では、一時保護された子供が里親に委託されたものの、里親のところで不調和が起きて結局児童養護施設に入るといったケースが起きている。このように子供たちへの支援が分断されることは適切ではない。里親委託の推進にあたっては、里親の質の向上をしっかりと取り組んでいただきたい。施設の小規模化についても、小規模になるにつれて閉鎖的になり、かえって子供たちから意見を聞き出しにくくなるということも考えられる。子供たちに不利益が生じることのないよう、留意してほしい。

(こども家庭課長)

子供たちが生活の場所を転々とするのは決して良いことではない。里親の質向上のための研修を充実していきたい。今年度から、実際に委託をしている里親を対象とした研修を試行的に始めている。里親への支援については、これまで里親会とも意見交換をしてきたところであるが、市町からの支援が十分でないという意見が多い。実の親子関係とは違った難しさがある。市町から十分な支援が受けられるようにするほか、児童養護施設において里親のレスパイトケアの役割を担っていただきたいということで、プランにも盛り込んでいる。里親委託の推進、施設の小規模化に伴い児童養護施設の役割・負担は非常に大きいものとなる。これは全国レベルでの課題であり、県としても、職員体制の充実に向けて、引き続き国に要望していきたい。

(平谷委員)

里親委託中の子供のアドボケイトについても重要であると考え。担当職員が日頃から面識を持っておくことが必要ではないか。また、社会的養育が必要な子供の権利擁護だけでなく、全ての子供たちの権利擁護についても考慮すべきではないか。領域Ⅱが子供をとりまく環境であれば、この領域のどこかに全ての子供の権利を擁護するための仕組みが整っていると記載すべきではないか。

また、ひとり親家庭について、養育費をきちんと受け取ってもらうということは非常に重要であるが、それだけではなく、離婚前にきちんと児童手当が受けられること、また離婚後にきちんと児童扶養手当が受けられるということも大切である。児童手当は看護親が受けられるという制度があるものの、市町ごとに取り扱いが一律でない。これは自治体ごとの運用となっているため違法ではないものの、ひとり親にとって非常に活用しづらい制度となっている。またDV被害者の住居支援についても、県営住宅への入居制度があるものの、期限付きのためすぐに退去しなければならない、また次の県営住宅に移り、その都度費用がかかるなど、ひとり親にとって大きな負担となっている。ひとり親の自立支援ということであれば、具体的にプランに記載しないまでも、取り組んでほしい。

(こども家庭課長)

市町によって運用が一律でないということについては承知している。基本的にはどこに住んでいても同じサービスが受けられるべきであるため、今後も引き続き働きかけていきたい。また、ひとり親家庭の住居支援については、プランに記載するかも含めて検討させてほしい。

(森委員)

制度の運用の話があったが、要対協についても、市町ごとに運用が一律ではないのではないかと感じている。地域とのスムーズな連携にあたっては、県としても市町の要対協の仕組みを整備していくことが重要ではないかと考えるが、いかがか。

(こども家庭課長)

子ども家庭総合支援拠点を全ての市町に整備していかなければならないということで、各市町の要対協がどこまで対応できているのか調査を行った。結果、実務者会議の開催回数や構成メンバーなどが市町ごとに異なるなど、市町ごとに要対協のあり方が一律ではないといったことが明らかとなったところである。今後、市町の要対協の質の向上、平準化を図りながら、こども家庭総合支援拠点の設置を推進していきたいと考えている。

(森委員)

虐待などの案件は引っ越しの際に支援が途切れるといったことがある。市町によって家庭に届く支援に差が出ることをないよう、留意してほしい。

(七木田部会長)

様々な意見が出たところであるが、教育・保育の無償化の影響が現場で出始めているといった意見が印象的であった。

委員から出された意見については、1月21日開催の令和元年度第3回子ども・子育て審議会で報告する。

(配布資料)

次第、委員名簿、配席図、県職員出席名簿

資料1 「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)素案の概要

資料2 「ひろしま子供の未来応援プラン」(仮称)素案

参考資料1 子ども・子育て審議会及び計画部会における骨子案への主な意見と対応状況